厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法附則第七条の五第一項第二号、第十一条の六第一項第二号及び第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率） **第三十四条の四**　法附則第七条の五第一項第二号、第十一条の六第一項第二号及び第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率に十分の四を乗じて得た率とする。 一・二　（略） 三　第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に百十分の四十六を乗じて得た額	（法附則第七条の五第一項第二号、附則第十一条の六第一項第二号及び附則第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率） **第三十四条の四**　法附則第七条の五第一項第二号、附則第十一条の六第一項第二号及び附則第十三条の六第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率に十五分の六を乗じて得た率とする。 一・二　（略） 三　第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に千四百分の四百八十五を乗じて得た額

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項及び第十五条の三第一項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十四日

農林水産大臣　坂本　哲志

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表第一（第一条関係）

改正後			改正前		
区分	農林水産植物	備考	区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	アロカーシア	（略）	（略）
アロエ（アロエ　ノビリスを除く。）	Aloe L.	草花	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アネモネ　フペヘンシス（シュウメイギク）	（削る）	（削る）	シュウメイギク	Anemone hupehensis var. Japonica	草花
	Anemone hupehensis（Lemoine）Lemoine	草花		（新設）	（新設）
	Anemone rupicola Cambess.	草花		（新設）	（新設）
	Anemone vitifolia Buch.—Ham. ex DC.	草花		（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）